

令和6年1月農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月31日（水曜日） 議事開始 午前8時50分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 稲田 優 竹下 助範 山下 正成 森永 良仁
新原 正次 岩屋 美智子 田中 雄策 田上 みゆき

【推進委員】 宮田 吉人 増田 賢造 津口 えりこ 坂元 清美
下原 小枝子 山野 真澄 杉元 義男 中津 ゆみ子
土器 三紀夫 中津 富夫 山口 長徳 鶴田 幸一
園田 義保 吐師 伸次郎 吉田 尚美 上村 ゆかり

欠席委員

【農業委員】 栗下 章二 前原 幸太郎

【推進委員】 米倉 千春

事務局職員

事務局長	押川 国智	事務局長補佐	大田黒 元
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主任主事	馬越脇 浩
農地調整係主事	佐藤 純大		

議 題

報告第16号 農地等の合意解約について

報告第17号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農用地利用集積計画について

議案第54号 農用地利用集積等促進計画について

議案第55号 農地法第4条の規定による許可申請について

○事務局長　それではただいまから令和6年1月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。

ご着席ください。

○稲田議長　【あいさつ・・・】

次に委員の出席状況を報告いたします。栗下委員、前原委員、米倉委員から本日の会議に欠席する旨、届出がありましたので報告します。よってただ今の出席者は、農業委員8名、農地利用最適化推進委員16名で定足数に達しております。

これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、岩屋委員と田上委員を指名いたします。

それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報報告第16号から報告第17号及び議案第52号から議案第55号までを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をお願いします。

○事務局長　（議案朗読）

○稲田議長　議案の朗読が終わりました。

これより報告及び審議に入ります。まず、報告第16号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

○事務局　それでは、報告第16号農地等の合意解約についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。今月の合意解約件数は29件です。

2ページをご覧ください。令和6年1月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月の総会案件と関連がないものについて順番にご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、中間管理機構への貸付へ移行するため解約するものです。

整理番号3番は、借人の労力が不足しているため解約するものです。

整理番号6番及び7番は、耕作に不便なため解約するものです。

整理番号8番及び9番は、貸人が自作するため解約するものです。

整理番号10番及び11番は、耕作に不便なため解約するものです。

整理番号12番及び13番は、所有権移転のため解約するものです。

整理番号15番から次のページの17番までは、耕作者変更のため解約するものです。

整理番号18番及び19番は、耕作に不便なため解約するものです。

整理番号20番は、借人の高齢化に伴う解約です。

整理番号21番は、所有権移転のため解約するものです。

整理番号22番及び23番は、耕作に不便なため解約するものです。

整理番号25番は、豪雨で被災したため解約するものです。

以上、ご報告いたします。

○稲田議長　説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

（なしと言う者多数あり）

○稲田議長　質問がないようですので、次に報告第17号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局　報告第17号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」ご説

明いたします。4ページをお開きください。取下げ件数は1件です。申請人等の住所氏名は省略させていただきます。

5ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、田1筆、1,471㎡を、農業用倉庫建設のために令和5年12月に申請が出されたものです。譲受人は倉庫の建設資金を借り入れ予定でしたが、金融機関から融資の承諾を得られず、計画を見直す必要があるため、取下げるものです。

○稲田議長 説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第52号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転11件となります。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については、概略をご説明いたします。それでは、次のページから順にご説明いたします。

整理番号1番、7ページから9ページまでになります。田10筆、畑2筆、計12筆、9,513㎡の贈与です。

次の10ページになります。整理番号2番、田1筆、431㎡の贈与です。

整理番号3番、田1筆、778㎡の贈与です。

整理番号4番、次の11ページまでになります。畑4筆48,217㎡の売買です。価格は、宅地、建物、機械を含め総額〇〇円です。なお、家畜として繁殖牛を48頭個人保有しておりますが、会社所有へと現在変更手続き中であります。また、備考欄のとおり農地所有適格法人としての申請です。

整理番号5番、次の12ページまでになります。田2筆、3,532㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号6番、田1筆、354㎡の贈与です。

整理番号7番、17ページまでになります。田16筆、畑3筆、計19筆21,732㎡の贈与です。

整理番号8番、次の18ページまでになります。田4筆、2,774㎡の贈与です。

整理番号9番、次の19ページまでになります。畑2筆、1,472㎡の贈与です。

整理番号10番、畑1筆、4,406㎡の贈与です。

整理番号11番、田1筆、1,525㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、所有権移転11件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第52号については、各担当委員が現地確認等をしていただいております。

土地の現地確認と申請人「受人」の確認をそれぞれお願いしております。各委員から報告をしていただきます。

所有権移転 整理番号1番の土地の報告を岩屋委員に、申請人「受人」の報告を土器委員にお願いします。

まずは、岩屋委員にお願いします。

○岩屋委員 整理番号1番の農地12筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。田の10筆は、基盤整備済みの水田です。〇〇から〇〇に抜ける県道〇〇線の南側にあり、一面水田で、その中に点在しています。形状は良く、日照、接道、用排水も良好です。現在はイタリアンが作付けしてありました。畑の2筆は〇〇の西と東にあり、山林に面した所もありましたが、日照に問題はありませんでした。以上、報告します。

○稲田議長 次に、土器委員にお願いします。

○土器委員 整理番号1番の受人について報告します。受人は、渡人の孫になります。受人は兼業であります。営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。皆様方の審議をよろしくお願いします。

○稲田議長 次に、整理番号2番の土地及び、申請人「受人」の報告を新原委員にお願いします。

○新原委員 整理番号2番について報告いたします。申請地は、〇〇自治会内にあります。畑地かんがい事業で基盤整備をされていて、形状も良く、日照、接道、用排水、管理状況も良好で、現在は耕運してありました。

続きまして、受人について報告いたします。受人は〇〇自治会内に居住されていて、譲渡人との関係は、いとこになります。兼業農家で後継者もおります。地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、地域の作業にも積極的に参加しています。今後この農地は、水田として管理していくとの事でした。何ら問題はないと判断いたしました。皆様方の審議方よろしくお願ひいたします。

○稲田議長 次に、整理番号3番の土地を吐師委員に、申請人「受人」の報告を山野委員にお願いします。

まずは、吐師委員にお願いします。

○吐師委員 それでは、整理番号3番の農地1筆について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておりましたが、農地の形状は長方形で良いです。申請農地の周辺の一部は、水田です。日照、接道、用排水は良好であります。申請農地の作付け状況は、現在何も作付けしてありませんが、耕運がしてありました。以上、報告します。

○稲田議長 次に、山野委員にお願いします。

○山野委員 整理番号3番の受人について報告いたします。受人の営農状況は、専業農家です。後継者につきましては、息子が県外にいますが、就農するかは未定のとの事でした。地域との調和については、専業農家で営農も一生懸命に取り組まれており、問題ないと判断いたします。皆様のご審議方をお願いいたします。

○稲田議長 次に、整理番号4番の土地及び、申請人「受人」の報告を中津富夫委員にお願いします。

○中津富夫委員 整理番号4番の農地4筆について報告いたします。申請農地は、〇〇

自治会内にあります。申請農地の状況ですが、牧場に隣接しており、南側に向かって勾配がついておりますが、一面になっており、日照、排水、接道は良好です。現在は、飼料作物が作付けしてありました。

次に受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は、繁殖牛主体の専業農家です。今まで借りていた農地を牧場ごと買われるとの事でした。受人は、農地の管理も行き届いており、適切と判断いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号5番の土地を山野委員に、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いします。

まずは、山野委員にお願いします。

○山野委員 整理番号5番の農地2筆について報告いたします。申請農地は2筆とも○自治会内にあります。周辺一帯は基盤整備が行われた水田です。字○○の水田は、受人の農地に隣接しており、綺麗に耕運されていました。字○○の水田は、線路沿いにあります。農地の南側が一部山林と隣接していますが、今までも水稻が作付けされていたようで、日照も問題なく、綺麗に耕運されていました。以上、報告いたします。

○稲田議長 次に、園田委員にお願いします。

○園田委員 整理番号5番の受人について報告いたします。受人は○○自治会に居住があり、水稻主体の専業農家です。後継者は、受人宅の隣に家を作り、えびの市内の会社に勤める会社員です。就農するかは、分からないが、一応は後継者はいるとの事です。地域との調和は、よく取れていると判断します。皆様方の審議をよろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号6番の土地及び、申請人「受人」の報告を山野委員にお願いします。

○山野委員 整理番号6番について報告いたします。申請農地は○○自治会内にあり、宅地に囲まれていて、受人宅のすぐ横にあります。受人と渡し人は兄弟であり、渡し人が県外にいるため、農地の管理ができないことから、今回の申請になったものです。

受人は、周辺農家との関係性も良好であり、地域との調和も何ら問題ないと判断いたします。畔や用排水の管理も行き届いていることから問題ないと判断いたします。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

○稲田議長 次に、整理番号7番と8番の土地及び、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いします。

○園田委員 それでは、まず整理番号7番について報告します。受人と渡人は親子になり、贈与となります。申請農地の字○○は、○○線の南側に位置します。場所的には良いのですが、基盤整備がなされていないので、苦勞をされています。それから、字○○の農地は、○○の南側の山のまた南側に位置し、山間地に3ha程の農地が広がっています。

受人には、後継者もいますが、まだ小さいので就農については未定です。親子関係の贈与になり、これまでどおりの農地等の管理をされますので、問題ないと判断いたします。

次に、整理番号8番について報告いたします。兄弟の贈与となります。申請農地の字○○の場所は、○○から○○に抜ける道路より西にあり、この水田も山間地にあり、耕作す

るのに苦勞をされる水田だと思います。

受人は、これまで、このような農地で営農をされていますので、何ら問題ないと判断します。

○稲田議長 次に、整理番号9番の土地及び、申請人「受人」の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。

○中津ゆみ子委員 整理番号9番の農地2筆について報告します。申請農地は、〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで、周辺一帯は、宅地と畑が混在した場所です。日照、接道、排水は良好です。

続いて受人について報告します。受人は、〇〇自治会にいらっしゃいます。営農状況は専業農家で、後継者は、います。取得後の利用状況は、野菜を作付けされる予定だそうです。所有農地の畔等の管理も良好で、地域との調和についても問題ないと判断しました。皆様のご審議方よろしくをお願いします。

○稲田議長 次に、整理番号10番の土地及び、申請人「受人」の報告を園田委員にお願いします。

○園田委員 それでは、整理番号10番について報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあり、1枚の圃場で、日照、接道、排水関係など良好で、条件のいい圃場です。

受人と渡人は、姉妹になります。受人は〇〇自治会内で、繁殖牛を養っている専業農家です。後継者は、地元にはいませんが、男の子がいるとの事です。今後も牛を養いながら営農をしていくとの事ですので何ら問題ないと判断いたしました。以上であります。

○稲田議長 次に、整理番号11番の土地を事務局に、申請人「受人」の報告を吉田委員にお願いします。

まずは、事務局にお願いします。

○事務局 整理番号11番について、前原委員の調査報告を代読します。申請農地の場所は、〇〇自治会内で、基盤整備はされておられません。農地の形状は、三角形でやや悪いと思われます。申請農地周辺は、田、山林、宅地ですが、日照には影響なく良好であります。接道としては、耕作の往来に影響なく、用排水も良好です。申請農地の作付け状況は、イタリアングラスの飼料作物でした。申請農地としては、受人の牧場に接しており、適地であると判断します。皆様のご審議方お願いいたします。以上、代読により報告いたします。

○稲田議長 次に、吉田委員にお願いします。

○吉田委員 整理番号11番の受人の状況について報告いたします。受人の営農状況は、肥育牛主体の専業農家です。渡人とは、親戚になります。〇〇の〇〇さんの後継者として、現在、就農されております。営農も一生懸命に取り組まれており、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。皆様のご審議方をよろしくをお願いします。

○稲田議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第5号まで、事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ございませんでした。

農地法第3条第2項第6号につきましては、委員の皆さまから事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など、問題はないということでございます。

従いまして、計11件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

○稲田議長　ただいま、各委員及び事務局より説明がありました。

これより、議案第52号の審議に入ります。

整理番号3番の譲受人は、上村委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき上村委員の退席を求めて審議します。上村委員の退席をお願いします。

(上村委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号3番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。上村委員の退席を解きます。

(上村委員着席)

○稲田議長　次に、整理番号11番の譲渡人は、増田委員であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき増田委員の退席を求めて審議します。増田委員の退席をお願いします。

(増田委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号11番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号11番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。増田委員の退席を解きます。

(増田委員着席)

○稲田議長　それでは、整理番号3番と11番を除く議案第52号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

○杉元委員　議長。

○稲田議長　杉元委員。

○杉元委員　整理番号4番の売買について、お尋ねします。全体で〇〇円という金額で

売買されていますが、いろいろな査定をされたと思うのですが、〇〇円の投資をされて経営が成り立つものなののでしょうか。また、補助金等があるのでしょうか。

○稲田議長 事務局、お願いします。

○事務局 農地所有適格法人になったばかりでありますので、見込み額ではありますが農業で収入を得るといふ計画を提出されております。尚、先ほど説明いたしました、代表個人が所有する繁殖牛48頭を法人へと現在変更手続き中であることなどから、経営は成り立つのではないかと思います。また、補助金等はないものであります。

○稲田議長 他に、質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号3番と11番を除く議案第52号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。

次に議案第53号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは議案第53号「農用地利用集積計画について」説明します。

今月の計画件数は、所有権移転6件となっております。申出人の住所・氏名につきましては、省略させていただきます。また、法人の場合は、年齢が空欄となります。

21ページです。整理番号1番、田1筆、2,858㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田3筆、2,317㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、田3筆、2,897㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

23ページです。整理番号4番、田1筆、1,646㎡の贈与です。

整理番号5番、田3筆、4,367㎡の売買です。価格は10a当たり〇〇円です。

整理番号6番、畑1筆、1,267㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること等、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○稲田議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第53号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第53

号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。

ここで、しばらく休憩をします。9時55分に再開します。

(休憩)

○稲田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第54号「農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第54号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。25ページをご覧ください。今月の計画件数は27件です。申出人の住所・氏名・借賃、備考欄につきましては、特記事項のみを説明し、他は省略させていただきます。

それでは26ページをご覧ください。整理番号1番、畑1筆、3, 267㎡の賃貸借です。

整理番号2番、畑1筆、1, 016㎡の賃貸借です。

整理番号3番、畑4筆、2, 701㎡の賃貸借です。

整理番号4番、田2筆、5, 250㎡の賃貸借です。

整理番号5番、田3筆、4, 048㎡の賃貸借です。

整理番号6番、田1筆、1, 231㎡の賃貸借です。

整理番号7番、田13筆、7, 286㎡の賃貸借です。

27ページです。整理番号8番、畑3筆、6, 473㎡の賃貸借です。竹下委員の掘り起こしです

整理番号9番、田2筆、5, 802㎡の賃貸借です。前原委員の掘り起こしです。

整理番号10番、田3筆、3, 189㎡の賃貸借です。

整理番号11番、畑1筆、1, 748㎡の賃貸借です。

整理番号12番、畑1筆、2, 565㎡の賃貸借です。

整理番号13番、畑3筆、3, 615㎡の賃貸借です。

整理番号14番、田5筆、5, 412㎡の賃貸借です。

28ページです。整理番号15番、畑2筆、17, 239㎡の賃貸借です。

整理番号16番、畑1筆、2, 240㎡の賃貸借です。

整理番号17番、田10筆、18, 283賃貸借です。

整理番号18番、田3筆、2, 817㎡の賃貸借です。

整理番号19番、田2筆、4, 711㎡の賃貸借です。山口委員の掘り起こしです。

整理番号20番、田4筆、2, 800㎡の使用貸借です。

29ページです。整理番号21番、田1筆、1, 284㎡の賃貸借です。

整理番号22番、田3筆、3, 042㎡の賃貸借です。

整理番号23番、田3筆、1, 763㎡の賃貸借です。

整理番号24番、田3筆、2, 741㎡の賃貸借です。

整理番号25番、田4筆、畑1筆、計5筆、4, 887㎡の賃貸借です。

整理番号26番、田1筆、1, 947㎡の賃貸借です。

整理番号27番、田1筆、237㎡の使用貸借です。

以上、本計画において、賃借権の設定等を受ける者は、賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること及び農作業に常時従事することなど、何ら問題ないと考えます。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

○稲田議長　ただいま、事務局の説明が終わりました。これより議案第54号の審議に入ります。

整理番号1番の貸付先は、田中委員が役員である法人であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき田中委員の退席を求めて審議します。田中委員の退席をお願いします。

(田中委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号1番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。田中委員の退席を解きます。

(田中委員着席)

○稲田議長　次に、整理番号4番の貸付先は、吉田委員の同居する親族であります。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき吉田委員の退席を求めて審議します。吉田委員の退席をお願いします。

(吉田委員退席)

○稲田議長　それでは、整理番号4番について各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号4番は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。吉田委員の退席を解きます。

(吉田委員着席)

○稲田議長　それでは、整理番号1番と4番を除く議案第54号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長　質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。整理番号1番と4番を除く議案第54号は、原案のとおり承認する

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第54号については、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用促進計画の作成を要請します

次に、議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第55号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。30ページをお開きください。今月の許可申請件数は1件です。申請人等の住所氏名、立地基準については省略させていただきます。

31ページをお開きください。整理番号1番、申請地は大字〇〇、畑3筆、3,185㎡を杉植林のために申請するものです。工事期間は令和6年3月5日から令和6年3月末までとなっています。事業費につきましては、杉苗代800本、合計〇〇円を自己資金により対応されます。雨水については自然地下浸透にて処理します。

以上、ご審議方よろしくお願ひ致します。

○稲田議長 事務局の説明が終わりました。議案第55号については、1月30日に、第1小委員会で審議がされておりますので、ここで第1小委員長から報告をお願いします。

○山下第1小委員長 それでは、第1小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、1月30日に、委員8名、事務局3名の計11名の出席のもと、第1小委員会を開催いたしました。今回の議案は、農地法第4条1件でございます。それでは、ご説明いたします。

議案第55号、農地法第4条、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は今回、杉植林のために申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北西に約3kmのところに位置します。申請地の状況は、北側・東側は畑、南側・西側は山林に接しております。周囲の農地への影響はないと判断し、その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第1小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条1件については、全会一致で許可相当として判断いたしました。皆さまのご審議をお願いしまして、第1小委員会の報告を終わります。

○稲田議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

○事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した結果問題ございませんでした。立地基準につきましても小委員長報告にありましたとおり問題ないとのことでございます。よりまして、今月の議案第55号につきましては、転用許可基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

○稲田議長 ただいま、第1小委員長報告及び事務局の説明がありました。

これより議案第55号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

○稲田議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第55号に対する第1小委員長の判断は、許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。

お諮りいたします。議案第55号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

○稲田議長 全員賛成と認めます。議案第55号は、原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時15分